

飯島町新型コロナウイルス感染症対策に係る 危機突破支援補助金 よくある質問

【申請書類について】

Q: 事業計画書、事業予算書の記載例はありますか？

A: 町のホームページに記載例を掲載しました。

Q: 交付申請時に事業完了している場合も見積書が必要ですか？

A: 不要です。見積額に支払い済の金額を記載してください。

実績報告書に領収書の写しを添付してください。

Q: 町内で事業を営んでいることが証明できる書類とはどんなものですか？

A: ケース1 飯島町商工会員については、商工会へ照会しますので不要とします。

ケース2 飯島町商工会非会員については、事業所や店舗の外観写真等

(看板、周りの道路状況も分かる様に撮影したもの)

※ケース2については本人確認できる書類を添付してください。

※証明は営業証明書(法人)の添付で可とします。

Q: 交付申請から交付までの流れは？

A: ①交付申請(申請者)→②交付決定(町)→③実績報告(申請者)→

④支援金額の確定(町)→⑤交付請求(申請者)→交付金の支払(町) となります。

Q: 交付申請期限は？

A: 申請期限ではなく、申請者が令和3年12月31日までに支払いが完了する経費までと定めています。また、実績報告書は事業完了から20日以内の提出となりますので、お早目の申請をお願いします。

Q: 限度額まで何回も交付申請できますか？

A: 補助金の交付は1事業者または1店舗につき1回限りです。

【対象経費について】

Q: D I Yでの改装は？

A: 新型コロナウイルス感染症対策の資材(材料)費が対象となります。

Q: 「換気対策」とはどんなものですか？

A: 換気対策は次の仕様を目安としてください。

①感染症対策のための換気機能付きエアコンの設置

②感染症対策のための空気清浄機の設置

(HEPAフィルター+紫外線ランプ(除菌)などでの機能のあるもの)

③感染症対策のための空気の除菌や脱臭機能のあるもの。

※申請書に仕様が分かるカタログ等を添付してください。

※実績報告書には設置状況の前後の写真を添付してください。

Q: 「非接触型等設備」とはどんなものですか？

A: 店舗等の出入口を自動ドア、店舗トイレ(来客用)の自動水栓化など